

コミュニティホール七間町設置要領 目次

- 第1条 趣旨
- 第2条 利用許可の申請
- 第3条 利用許可書の発行
- 第4条 利用時間の延長
- 第5条 申請事項の変更
- 第6条 利用許可の取消し等
- 第7条 利用料の納付
- 第8条 利用料の減額または免除の申請
- 第9条 利用料の還付
- 第10条 利用料金の減額又は免除の基準等
- 第11条 事前打ち合わせ
- 第12条 遵守事項
- 第13条 雑則

様式第1号（要領第2条関係）	施設利用許可申請書
様式第2号（要領第3条関係）	施設利用許可書
様式第3号（要領第6条関係）	施設利用許可変更・取消申請書
様式第4号（要領第6条関係）	施設利用許可変更・取消承諾書
様式第5号（要領第6条関係）	施設利用許可取消通知書
様式第6号（要領第8条関係）	施設利用料減免申請書
様式第7号（要領第8条関係）	施設利用料減免承認書
様式第8号（要領第9条関係）	施設利用料金還付申請書

コミュニティホール七間町設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、コミュニティホール七間町設置要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 要綱第7条第1項の規定により、コミュニティホール七間町（以下「施設」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施設利用許可申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を、次の各号に掲げる施設及びその施設の区分に応じ、原則として下記に定める期間内に提出しなければならない。

施設名	申請受付期間
貸ホール	利用日の6ヵ月前の属する月の初日から1ヵ月前にあたる日まで
貸会議室	利用日の6ヵ月前の属する月の初日から10日前にあたる日まで
1階ギャラリー	利用日の6ヵ月前の属する月の初日から10日前にあたる日まで

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する期間以外においても、申請を受理することができる。

- (1) 市及び管理者が、要綱第4条に掲げる事業として利用するとき
- (2) 公共団体、その他公益性を有する団体が、主催事業のために利用するとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理者が必要であると認めるとき

4 利用の許可の順位は、申請の順序とする。ただし、同時に申請が行なわれたときは、管理者は抽選によって申請順位を決定する。

(利用許可書の交付)

第3条 管理者は、要綱第7条の規定に基づき許可したときは、申請者に施設利用許可書（様式第2号）を交付する。

(利用時間の延長)

第4条 施設の利用の許可を受けた者（以下「施設利用者」という。）が、やむを得ない理由により要綱第5条に規定する利用時間を超えて施設を利用する必要があるときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(申請事項の変更)

第5条 施設利用者は、申請した事項を変更しようとするときは、管理者に届け出て、その許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第 6 条 施設利用者は、利用許可の取消し等を申し出ようとするときは、施設利用許可変更・取消申請書（様式第 3 号）に施設利用許可書を添えて管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する利用許可の取消し等の承認をしたときは、施設利用許可変更・取消承諾書（様式第 4 号）により施設利用者に通知する。

3 管理者は、要綱第 14 条に規定する許可の取消し等を行ったときは、施設利用許可取消通知書（様式第 5 号）により施設利用者に通知する。

（利用料の納付）

第 7 条 施設利用者は、要綱別表に規定する納期限までに利用料を納付しなければならない。ただし、要綱別表に規定する施設備品等利用料、時間延長料金については、利用終了後又は指定の日までに納付しなければならない。

2 管理者は、施設利用者が、国、地方公共団体、その他管理者が特別な理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

（利用料の減額又は免除の申請）

第 8 条 施設の利用の許可を受けようとする者が、利用料の減額又は免除を受けようとするときは、施設利用料減免申請書（様式第 6 号）により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を承認したときは、施設利用料減免承認書（様式第 7 号）を交付する。

（利用料の還付）

第 9 条 要綱第 11 条ただし書の規定による利用料の還付を行う場合において、当該還付が同条第 1 号に該当するものであるときは、利用料の全額を還付するものとする。

2 要綱第 11 条第 2 号の規定による期限は、下記のとおりとする。

ただし、要領第 2 条第 3 項の規定による利用については、要綱第 11 条第 1 号に該当する場合以外は、還付しない。

施設名称	利用許可の取消し申請日	還付金額
貸ホール	利用日の 1 カ月前まで	利用料金の全額
	利用日の 15 日前まで	利用料金の 50%
	利用日の前日まで	利用料金の 30%
貸会議室又は 1 階ギャラリー	利用日の 10 日前まで	利用料金の全額
	利用日の 5 日前まで	利用料金の 50%
	利用日の前日まで	利用料金の 30%

3 施設利用者が、利用料の還付を受けようとするときは、施設利用料還付申請書（様式第 8 号）に施設利用許可書、変更・取消しの場合は施設利用許可変更・取消承諾書を添えて管理者に申請しなければならない。ただし、管理者が管理上支障があると認めて使用許可を取り消した場合については、施設利用料還付申請書の提出を省略することができる。

（利用料金の減額又は免除の基準等）

第10条 要綱別表に定める利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、下記のとおりとする。

- (1) 当施設の管理者が要綱第4条を行うことを目的として利用する場合は、100分の50減額又は免除
- (2) 利用者の過半数を中学生以下の児童または生徒が占める団体が利用する場合、100分の50減額
- (3) 利用者の過半数を障害者が占める団体が利用する場合、100分の50減額
- (4) その他管理者が特別に必要と認める場合、100分の50減額又は免除

(事前打ち合わせ)

第11条 管理者は、必要に応じて利用方法、遵守事項その他必要な事項について、施設利用者と事前に打ち合わせをすることができる。

(遵守事項)

第12条 施設利用者および入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと
- (2) 所定の場所以外の場所において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに物品の販売又は展示をしないこと。
- (5) 許可を受けずに印刷物等の掲示をしないこと。
- (6) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。